

防 火 基 準 適 合 状 況 確 認 表

①防火対象物	名 称	東京消防株式会社				
	所在地	東京都千代田区大手町１－〇－〇				
②防火安全技術者	氏 名	消防 太郎	修了証番号	第〇〇〇－〇〇〇〇〇号	交付日	〇〇年 〇〇月 〇〇日

項 目	調査事項	③ 該	④ 適	⑤ 不適	⑥措置内容	⑦ 否	消 防 関 係 法 令			
							法・条例	消令等	消則・条則	告示等
防火管理者の選任	防火管理者を選任しなければならない防火対象物か。	☒	☒	☒	(選任するよう指導した)	☐	法 8① 条例 55 の 3①	消令 1 の 2③	消則 1 の 2	
統括防火管理者の選任	統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	法 8 の 2①	消令 3 の 3		
防火対象物の点検及び報告	防火対象物の点検及び報告を行わなければならない防火対象物か。	☒	☒	☐	()	☐	法 8 の 2 の 2①	消令 4 の 2 の 2	消則 4 の 2 の 2 消則 4 の 2 の 3	
避難上必要な施設等の管理	避難上必要な施設等の管理を行わなければならない防火対象物か。	☒	☒	☐	()	☐	法 8 の 2 の 4	消令 4 の 2 の 3		
防災対象物品の防災性能	防災対象物品を使用しなければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	法 8 の 3①	消令 4 の 3①②③	消則 4 の 3①②	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出	圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出を行わなければならないか。	☐	☐	☐	()	☒	法 9 の 3①	危令 1 の 10		
指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準	指定数量未満の危険物等を貯蔵・取扱いする防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	法 2⑦ 法 9 の 4①	危令 1 の 11 危令 1 の 12		
	少量危険物貯蔵取扱所等の設置の届出を行わなければならないか。	☐	☐	☐	()	☒	条例 58①		条則 14	
危険物の貯蔵・取扱いの制限等	指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いについて許可を受けなければならない施設があるか。	☐	☐	☐	()	☒	法 2⑦ 法 10①②	危令 1 の 11 危令 2 危令 3		
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	消火器具を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☒	☒	☐	()	☐	条例 36①② 条例 37①② (消令 10③に限る) 条例 47	消令 10①③ 消令 31 消令 32	消則 8 消則 32 の 2 消則 33	
	屋内消火栓設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☒	☒	☐	()	☐	条例 38①② (消令 11④に限る) 条例 47	消令 11①②④ 消令 31 消令 32	消則 12①八 消則 32 の 2 消則 33	

項 目	調査事項	該	適	不適	措置内容	否	法・条例	消令等	消則・条例	告示等
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	スプリンクラー設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例 39①③ (消令 12③に限る) 条例 47	消令 12①②二 ロハ③④ 消令 31 消令 32	消則 13①② 消則 13 の 4①② 消則 13 の 5①③⑥ ⑦本文⑧⑨本文 消則 14①十二 消則 32 の 2 消則 33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	水噴霧消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例40①②⑤ 条例47	消令13 消令31 消令32		操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	泡消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例40①②⑤ 条例47	消令13 消令31 消令32	消則18④十五 消則31の8 消則32の2 消則33	
	不活性ガス消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例40①②⑤ 条例47	消令13 消令31 消令32	消則19⑤二十三 消則31の8 消則32の2 消則 33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	ハロゲン化物消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例40①②⑤ 条例 47	消令13 消令31 消令 32	消則20④十七 消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	粉末消火設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例40①②⑤ 条例47	消令13 消令31 消令32	消則21④十九 消則31の8 消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	屋外消火栓設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒		消令19①②④ 消令31 消令32	消則22十一 消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	動力消防ポンプ設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☒	☒	☐	()	☐	条例 40 の 2① ② (消令 20② ⑤に限る。) 条例47	消令20①②⑤ 消令31 消令32	消則32の2 消則33	操作盤設置告示 施行規程 6 の 3 の 2
	自動火災報知設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☒	☒	☐	()	☐	条例41①②(消令 21③に限る。) ④ 条例47	消令21①③ 消令31② 消令32	消則23②③ 消則24九 消則33	

項 目	調査事項	該	適	不適		否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
					措置内容					
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	ガス漏れ火災警報設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒		消令21の2① 消令31② 消令32	消則24の2の2① 消則24の2の3 ①十 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	漏電火災警報器を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒		消令22 消令31② 消令32		操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	消防機関へ通報する火災報知設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒		消令23①③ 消令31② 消令32	消則25① 消則33	
	非常警報器具又は非常警報設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例43の2①③(消令24⑤に限る。) 条例47	消令24①②③⑤ 消令31② 消令32	消則25の2①②六 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	避難器具を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例44 条例47	消令25①② 消令31② 消令32	消則5の2 消則26 準則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	誘導灯又は誘導標識を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☒	☒	☐	()	☐	条例45①③④ 条例47	消令26①③ 消令31② 消令32	消則28の2 消則28の3④十二 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	消防用水を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない建築物か。	☐	☐	☐	()	☒		消令27①② 消令31② 消令32	消則33	
	排煙設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒	条例45の2① 条例47	消令28①③ 消令31② 消令32	消則29 消則30十 消則33 条則11の2①	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	連結散水設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☐	☐	☐	()	☒		消令28の2①③④ 消令31② 消令32	消則30の2の2 消則30の3五 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	連結送水管を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物又はその部分か。	☒	☒	☐	()	☐	条例46① 条例47	消令29① 消令31② 消令32	消則31九 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2

項 目	調査事項	該	適	不適		否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
					措置内容					
消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外	非常コンセント設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例46の2① 条例47	消令29の2① 消令31② 消令32	消則31の2十 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	無線通信補助設備を設備等技術基準に従い設置し、及び維持しなければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例46の3① 条例47	消令29の3① 消令31② 消令32	消則31の2の2九 消則33	操作盤設置告示 施行規程6の3の2
	通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が設置されているか。	☐	☐	☐	()	☒		消令29の4① 消令32	防火安全性能 省令1 防火安全性能 省令2	
	設備等技術基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて用いることができる総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等が設置されているか。	☐	☐	☐	()	☒	法17③			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査等	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、検査を受けなければならないか。	☒	☒	☐	()	☐	法17の3の2	消令35		施行規程6の2
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出を行わなければならないか。	☒	☒	☐	()	☐	条例58の2①			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行わなければならないか。	☒	☒	☐	()	☐	条例58の3①			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検報告	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検・報告を行わなければならない防火対象物か。	☒	☒	☐	()	☐	法17の3の3	消令36		施行規程6の3
工事整備対象設備等の工事着手の届出	工事整備対象設備等の工事着手の届出を行わなければならないか。	☒	☒	☐	()	☐	法17条の14			
指定消防水利	標識を掲示しなければならない指定消防水利があるか。	☐	☐	☐	()	☒	法21①			
火の使用に関する制限等	喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んでならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例23①		条則8	施行規程7

項 目	調査事項	該	適	不適		否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
					措置内容					
がん具用煙火	がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場所があるか。	☐	☐	☐	()	☒	条例26			
化学実験等	化学実験等を行う場所があるか。	☐	☐	☐	()	☒	条例27			
溶接作業等	溶接作業等を行う場所があるか。	☐	☐	☐	()	☒	条例28			
避難の管理等	劇場の客席が基準に適合しているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例48 条例49 条例51の2 条例55			
	キャバレー等及び飲食店の客席が基準に適合しているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例50 条例51の2 条例55			
	ディスコ等が基準に適合しているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例50の2 条例55			
	地下駅舎が基準に適合しているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例50の3①⑥⑦		条則11の2の2 条則11の2の4本文 条則11の2の5	
	個室型店舗が基準に適合しているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例50の2の2			
	百貨店等、地下街又は展示部分の避難通路等が基準に適合しているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例51 条例55			施行規程8の2
	ホテル又は宿泊所に避難経路図が掲出されているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例52 条例55		条則11の2の6	
	劇場等の収容人員の適正化に努めているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例53 条例55			
	避難に必要な時間を算定しているか。	☐	☐	☐	()	☒	条例51の2 条例53の3 条例55			
	避難施設、防火設備等を有効に管理しているか。	☒	☒	☐	()	☐	条例53の2 条例54 条例55 条例55の2		条則11の3	施行規程8の3

項 目	調査事項	該	適	不適	措置内容	否	法・条例	消令等	消則・条則	告示等
消防用設備等又は特殊消防用設備等の管理	消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等を防災センターにおいて集中して管理しなければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例55の2の2①		条則11の3の2①	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の集中管理に関する計画を届け出なければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例55の2の2②			
	防災センターにおいて、防災センター技術講習等を修了し、かつ、自衛消防技術認定証を有する者に、監視、操作等の業務に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行わせなければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例55の2の3		条則11の3の3	
自衛消防の組織	自衛消防活動中核要員を置かななければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例55の5①			
住宅用火災警報器の設置等	住宅用火災警報器を設置しなければならない防火対象物か。	☐	☐	☐	()	☒	条例55の5の4①		条則11の7	
	住宅用火災警報器の設置の届出を行わなければならないか。	☐	☐	☐	()	☒	条例61の3			
核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出	核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出を行わなければならないか。	☐	☐	☐	()	☒	条例59			施行規程10

⑧指導事項等	自主的に防災物品を使用している。 内装の仕上げは不燃材料を使用している。
--------	--

凡例

法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
消令	消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
消則	消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
危令	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
防火安全性能省令	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 16 年総務省令第 92 号）
開放階段告示	消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 6 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成 14 年 11 月消防庁告示第 7 号）
操作盤設置告示	総合操作盤の設置方法を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 8 号）
パッケージ型消火設備基準	パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 12 号）
パッケージ型自動消火設備基準	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年 5 月消防庁告示第 13 号）
条例	火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）
条則	火災予防条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 100 号）
施行規程	火災予防施行規程（昭和 37 年 7 月東京消防庁告示第 17 号）
設備等技術基準	消防法第 17 条第 1 項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第 17 条の 2 の 5 第 1 項前段又は第 17 条の 3 第 1 項前段に規定する場合には、それぞれ第 17 条の 2 の 5 第 1 項後段又は第 17 条の 3 第 1 項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。）

条文引用は次の例のとおり表示する。

条例第 3 条	条例 3
条則第 2 条第 1 項第 8 号	条則 2①八
危令第 3 条第 1 項及び第 2 項	危令 3①②
消則第 4 条の 2 第 1 項第 3 号	消則 4 の 2①

【記入要領】

① 防火対象物	(1) 名称 調査した防火対象物の名称を記入してください。 ※ テナントの入れ替え等に伴う届出の場合は、テナントが入る階を記載するとともに、テナント名をカッコ書で記入してください。 <<記入例>> 〇〇ビル2階（△△テナント） (2) 所在地 調査した防火対象物の敷地の所在地を記入してください。 ※ テナントの入れ替え等に伴う届出の場合は、テナントが入る防火対象物の敷地の所在地を記入してください。
② 防火安全 技術者	(1) 氏名 防火安全技術者の氏名を記入してください。 (2) 修了証番号 防火安全技術者講習修了証の修了証番号を記入してください。 (3) 交付日 防火安全技術講習修了証の交付日を記入してください。
③ 該	調査事項に該当する場合に、チェックしてください。
④ 適	調査事項に該当し、適合している場合に、チェックしてください。
⑤ 不適	調査事項に該当し、適合していない場合に、チェックしてください。
⑥ 措置内容	調査事項に該当し、不適合にチェックをした場合に、措置した内容（助言・指導等）を記入してください。
⑦ 否	調査事項に該当しない場合に、チェックしてください。
⑧ 指導事項等	防火安全技術者が行った調査事項以外の関係者に対する指導、確認状況等を記入してください。